

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

令和8年8月3日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号。以下「法」という。)に基づき、指定難病の患者に対し、特定医療費を支給している。 具体的な事務 ・支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ・医療費受給者証に関する事務 ・支給認定の変更に関する事務
③システムの名称	難病医療システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
特定医療受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の98の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令5号)第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の3 【情報提供】 ・番号法第19条第7項(特定個人情報の提供の制限) 別表第二の26の項、56の2の項、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条第1号リ、第2号から第6号まで、第30条第6号、第44条第1号リ、第2号から第6号まで
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県福祉保健部健康増進課
②所属長の役職名	健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	県民情報センター 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1408 ファックス番号:055-223-1409(各地域県民センターにおいても受付可)

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	福祉保健部健康増進課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1496 ファックス番号:055-223-1499
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 [1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満 [500人未満]
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし [発生なし]

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すようにしている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行ったうえで、マイナンバーの紐づけを行い、その記録を残すようにしている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担	課長 下川 和夫	健康増進課長	事前	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事前	時点修正
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年3月31日	令和2年3月31日	事前	時点修正
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事前	時点修正
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和2年3月31日	令和3年3月31日	事前	時点修正
令和3年7月2日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークス	【情報照会】 ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の	【情報照会】 ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供	事前	番号法の改正に伴う修正
令和4年5月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事前	時点修正
令和4年5月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和3年3月31日	令和4年3月31日	事前	時点修正
令和5年5月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事前	時点修正
令和5年5月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和4年3月31日	令和5年3月31日	事前	時点修正
令和6年5月9日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和5年3月31日	令和6年3月31日	事前	時点修正
令和6年5月9日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和5年3月31日	令和6年3月31日	事前	時点修正
令和7年5月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和6年3月31日	令和7年3月31日	事前	時点修正
令和7年5月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和6年3月31日	令和7年3月31日	事前	時点修正
令和8年5月8日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	令和7年3月31日	令和8年3月31日	事前	時点修正
令和8年5月8日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	令和7年3月31日	令和8年3月31日	事前	時点修正